

サービス計画の届出について

サービス計画の届出がない、又は遅れて届出を行ったことによって、償還払いとなるケースが増えています。

償還払いの場合、利用者は、費用の全額（10割）を一旦支払うことになり、市からの9割分の支払いは、手続き後3か月ほどかかり、利用者の負担が大きくなります。

また、届出日は、原則、遡及できません。サービス利用開始日より遅れて届けた場合は、届出日前のサービス利用分が償還払いとなります。

つきましては、次のことについてご留意のうえ、届出に漏れのないようお願いいたします。

1 新規申請時

要支援・要介護のいずれになるか予測し難い場合は、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所が連携を図り、両方を届け出てください。

なお、被保険者が重度であり、明らかに要介護4・5になる可能性が高いと判断された場合は、介護予防支援事業所の届出は不要です。

2 更新申請時等

現在、要介護の認定を受け、居宅介護支援事業所が担当している利用者が、要支援になる可能性があれば、申請時に介護予防支援事業所を届け出てください。この際、居宅介護支援事業所は、届出済みと扱うため、再度の届出は不要です。

また、反対に現在、要支援の認定を受け、介護予防支援事業所が担当している利用者が、要介護になる可能性があれば、申請時に居宅介護支援事業所を届け出てください。

同様に、この際、介護予防支援事業所は、届出済みと扱うため、再度の届出は不要です。

いずれの場合も、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所が連携を十分に図っていただきますようお願いいたします。

3 小規模多機能型居宅介護事業所・複合型サービス事業所の場合

小規模多機能型居宅介護事業所・複合型サービス事業所の届出が月途中の場合は、届出日の属する月に居宅サービス等の利用があれば、「利用あり」欄にチェックし、利用のあったサービスを記入してください。

4 サービス提供事業所の場合

サービス提供事業所においても、被保険者証などによってサービス計画作成事業所の届出が行われているか確認してください。